

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月25日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第40号

香川県科学技術研究センター規則の一部を改正する規則

香川県科学技術研究センター規則（平成12年香川県規則第146号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表（第24条関係）			別表（第24条関係）		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
共同機器室の機器			共同機器室の機器		
略			略		
フーリエ変換赤外分光光度計	1台につき1時間当たり	<u>1,260円</u>	フーリエ変換赤外分光光度計	1台につき1時間当たり	<u>1,250円</u>
			マイクロスコープ	1台につき1時間当たり	<u>680円</u>
バイオ関連共同実験室の機器			バイオ関連共同実験室の機器		
			冷却高速遠心分離装置	1台につき1時間当たり	<u>350円</u>
分光光度計	1台につき1時間当たり	<u>310円</u>	分光光度計	1台につき1時間当たり	<u>300円</u>
安全キャビネット	1台につき1時間当たり	<u>290円</u>	安全キャビネット	1台につき1時間当たり	<u>280円</u>
恒温振とう培養装置	1台につき1時間当たり	<u>280円</u>	恒温振とう培養装置	1台につき1時間当たり	<u>240円</u>
生物顕微鏡	1台につき1時間当たり	<u>210円</u>	生物顕微鏡	1台につき1時間当たり	<u>200円</u>
クロマトチャンバー	1台につき1時間当たり	<u>190円</u>	クロマトチャンバー	1台につき1時間当たり	<u>180円</u>
			PH計	1台につき1時間当たり	<u>150円</u>
			ロータリーエバポレーター	1台につき1時間当たり	<u>100円</u>
			サーマルサイクラー	1台につき1時間当たり	<u>100円</u>
			ゲル撮影装置	1台につき1時間当たり	<u>70円</u>
冷蔵庫	1台につき1時間当たり	<u>70円</u>	冷蔵庫	1台につき1時間当たり	<u>60円</u>
			高圧蒸気滅菌器	1台につき1時間当たり	<u>50円</u>
フリーザー	1台につき1時間当たり	<u>50円</u>	フリーザー	1台につき1時間当たり	<u>40円</u>
			ハイブリダイゼーションオーブン	1台につき1時間当たり	<u>40円</u>
			細胞培養用スターラー	1台につき1時間当たり	<u>30円</u>
			乾熱滅菌器	1台につき1時間当たり	<u>30円</u>
恒温乾燥器	1台につき1時間当たり	<u>30円</u>	恒温乾燥器	1台につき1時間当たり	<u>20円</u>

				恒温振とう水槽	1台につき1時間当たり	20円
--	--	--	--	---------	-------------	-----

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の機器の利用の申請に係る使用料について適用し、同日前の機器の利用の申請に係る使用料については、なお従前の例による。